

こども青少年・健康福祉・病院経営委員会配布資料

1 要求資料

(1) 病院整備資金融資事業関連

資料1 「病院整備資金融資審査会の開催及び本市委員の出席状況
(平成15～17年度)」

資料2 「病院整備資金融資事業 不適切な制度利用に係る案件の融資
残高と本市の逸失利益(試算)」

(2) 横浜市救急医療センター関連

資料3-1 「平成18年度・医薬材料購入実績」

資料3-2 「平成19年度・医薬材料購入実績」

2 病院整備資金融資事業による融資案件の調査について

資料4 「病院整備資金融資事業による融資案件の調査について」

資料5 「病院整備資金融資事業 不適切な制度利用に係る案件一覧
(二次調査分)」

病院整備資金融資事業 不適切な制度利用に係る案件の融資残高と本市の逸失利益(試算)

(単位：円)

資料 2

番号	病院名	融資内容				融資残高	本市逸失利益	合計	繰上償還
		融資種別	融資額	融資実行日	融資事業の実施内容				
2	新横浜母と子の病院	宿舎 (無利子)	35,000,000	平成4年2月28日	城郷コート 504号	6,468,000	6,570,567	13,038,567	平成12年2月1日事由発生
4		宿舎 (無利子)	50,000,000	平成5年8月17日	新横浜コート 308号	0	25,255,554	25,255,554	平成5年8月17日事由発生 平成20年5月30日繰上償還 (13,578,000円)
8		宿舎 (無利子)	32,000,000	平成6年12月27日	大口キャッスル 美研404号	10,640,000	9,424,038	20,064,038	平成10年5月1日事由発生
15	日吉病院	増改築 (有利子) 6.0%	50,000,000	平成4年2月25日	病棟改装	9,240,000	9,488,204	18,728,204	平成4年2月25日事由発生
16		医療機器 (有利子) 6.0%	50,000,000	平成4年2月25日	脳波計・心電計 他	0	5,363,354	5,363,354	平成4年2月25日事由発生 平成14年2月18日償還完了
21		療養病床 (無利子)	18,000,000	平成14年9月30日	療養病床整備	13,351,000	4,857,595	18,208,595	平成14年9月30日事由発生
22		宿舎 (無利子)	8,000,000	平成14年9月30日	ナースステー ション移設、デイ ケア施設新設	5,915,000	2,154,001	8,069,001	平成14年9月30日事由発生
25	ワシン坂病院	宿舎 (無利子)	34,000,000	平成8年1月26日	病院建物4階10 室(改修工事)	13,200,000	3,007,930	16,207,930	平成17年3月1日事由発生
28	金沢病院	宿舎 (無利子)	45,000,000	平成7年3月17日	病院敷地外に戸 建て購入	0	21,823,444	21,823,444	平成7年3月17日事由発生 平成20年8月15日繰上償還 (15,760,000円)
31	高田中央病院	宿舎 (無利子)	12,000,000	平成6年3月28日	病院敷地内の木 造戸建て改修 (看護師宿舎)	0	1,891,190	1,891,190	平成14年4月1日事由発生 平成20年7月31日繰上償還 (3,604,000円)
32	横浜掖済会病院	宿舎 (無利子)	50,000,000	平成8年10月7日	病院建物6階6 室	0	6,605,730	6,605,730	平成16年1月1日事由発生 平成20年7月30日繰上償還 (21,462,000円)

※ 番号は、平成20年7月25日子ども青少年・健康福祉・病院経営委員会資料「資料3」による。

※ 融資残高及び本市逸失利益は平成20年8月26日現在。ただし、償還済み融資案件の逸失利益については、当該償還完了日(繰上償還日)までのものを算出した。

※ 本市逸失利益は、民事法定利率「年5分」(民法第404条)で算出した。

病院整備資金融資事業による融資案件の調査について

1 第一次調査

- (1) 制度の不適切な利用が明らかとなっていた「新横浜母と子の病院」と「日吉病院」の全融資案件、及びそれ以外の病院の「宿舍等整備」に係る融資中案件を対象に調査を行いました。〔9病院32件〕
- (2) 上記のうち、制度の不適切な利用が認められたものについて、7月25日開催の子ども青少年・健康福祉・病院経営委員会に報告させていただきました。〔6病院11件〕

2 第二次調査

- (1) 第一次調査対象以外の案件についても、借受者から提出された書類等の確認を行うとともに、実地調査等を進めてきましたが、8月25日までに全ての案件の調査を完了しました。〔23病院56件〕
- (2) 第二次調査において、制度の不適切な利用が認められた案件は、1病院2件でした。(資料6参照)

3 今後の対応

- (1) 制度の不適切な利用が認められた案件については、当該医療機関に対して融資資金の繰上償還を求めるとともに、本市の逸失利益についても支払いを求めていきます。
- (2) 制度の不適切な利用が認められた案件は、いずれも旧事業実施要綱(平成17年度以前の融資案件に適用)が適用され、横浜市病院協会が繰上償還の指示を行うこととされていることから、現在、病院協会において手続を進めています。

調査対象件数一覧

	件数	内訳件数						
		有利子		無利子				
		増改築	医療機器	療養病床	宿舍	災害 防災設備	地震対策	
第一次調査分	調査対象数	32	6	4	1	14	4	3
	うち不適切利用	11	1	1	1	8	0	0
第二次調査分	調査対象数	56	29	6	10	0	9	2
	うち不適切利用	2	2	0	0	0	0	0
合計	調査対象数	88	35	10	11	14	13	5
	うち不適切利用	13	3	1	1	8	0	0

制度の不適切な利用が認められた案件(13件)

病院名	件数	病院名	件数
新横浜母と子の病院	3件	金沢病院	3件
日吉病院	4件	高田中央病院	1件
ワシン坂病院	1件	横浜掖済会病院	1件

※ 新横浜母と子の病院のうちの1件、金沢病院、高田中央病院、横浜掖済会病院については、任意繰上償還済み。

参 考

【調査の方法等】

- (1) 融資時から現在までに借受者から提出された書類、金融機関に保管されている書類、登記簿等の確認を行いました。
- (2) 各病院に、施設の現況等について文書で報告を求めた上で、職員による現地調査及びヒアリング等を実施しました。
- (3) 「横浜市病院整備資金融資事業実施要綱」に定める「繰上償還」に関する規定に基づき、制度の不適切な利用に該当するか否かの判定を行いました。

【横浜市病院整備資金融資事業実施要綱(平成17年度以前の融資案件に適用)関係部分抜粋】

(繰上償還)

第13条 借入金の繰上償還は、原則として認める。

2 病院協会は、次の各号のいずれかに該当する場合において、融資金の繰上償還の措置をする必要があると認めるときは、その旨を借受者及び取扱金融機関に指示する。

- (1) 融資申込の際に提出された書類に不実の記載があったとき
- (2) 融資を受けた資金を第6条に規定する用途以外に使用したとき
- (3) 融資対象施設を撤去又は譲渡したとき、並びに使用目的の変更をしたとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、要綱に基づく融資の継続を不相当と認める事実があったとき

病院整備資金融資事業 不適切な制度利用に係る案件一覧(第二次調査分)

番号	病院名	融資内容					調査結果		
		融資種別	金額		日付		融資事業の実施内容	調査により明らかになった事実	要綱の適用
1	金沢病院	増改築 (有利子)	融資額	50,000,000	融資 実行日	H4.8.14	ボイラー、給排水設備改修	①理事長ほか法人役員の大半が交代し、担当者も退職しているなど、執行体制が融資を受けた当時とは変わっているため、詳細な施設整備の状況が確認できない。 ②資産台帳上の記録からは、当初の融資目的どおりの施設整備が行われたことが確認できない。 ③「事業完了届」に添付されている業者への銀行振込依頼書(写し)について、支払いのための出金事実なし。	第4号 融資継続を 不相当と認める事実 (全体)
			残高 (H20.3.31)	11,660,000	貸付期間	20年			
2	金沢病院	増改築 (有利子)	融資額	100,000,000	融資 実行日	H7.3.17	病棟個室等改修	①理事長ほか法人役員の大半が交代し、担当者も退職しているなど、執行体制が融資を受けた当時とは変わっているため、詳細な施設整備の状況が確認できない。 ②資産台帳上の記録からは、当初の融資目的どおりの施設整備が行われたことが確認できない。 ③「事業完了届」に添付されている業者への銀行振込依頼書(写し)について、支払いのための出金事実なし。	第4号 融資継続を 不相当と認める事実 (全体)
			残高 (H20.3.31)	36,792,000	貸付期間	20年			